

令和 6 年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

(1) 農林水産業と福祉との連携について	1	
(2) 家畜伝染病に係る本県の対応状況について	3	
(3) 第 4 期みえ生物多様性推進プラン (最終案) について	5	別添 1 別冊 1
(4) 第 44 回全国豊かな海づくり大会の開催に向けた取組状況について	7	別冊 2 別冊 3
(5) 各種審議会等の審議状況の報告について	9	

【別冊 1】 第 4 期みえ生物多様性推進プラン (最終案)

【別冊 2】 第 44 回全国豊かな海づくり大会基本構想

【別冊 3】 第 44 回全国豊かな海づくり大会基本計画骨子 (暫定版)

令和 6 年 3 月
農 林 水 産 部

(1) 農林水産業と福祉との連携について

1 現状（背景、課題）

社会的に障がい者の就労機会の拡大が求められている中、障がい者が農業の新たな担い手として活躍できるよう、県では、平成23年度から農業分野と福祉分野の連携に向けた取組を開始しました。現在では、農林水産分野全体で、福祉事業所の参入支援や障がい者の就労促進による福祉分野との連携を進めています。

2 令和5年度までの取組

(1) 農業分野

農業分野への障がい者の就労を促進するため、農業と福祉をつなぐ人材の育成や施設外就労のマッチングを支援する農福連携ワンストップ窓口の設置・運営、農福連携マルシェの開催を進めてきました。その結果、農業に就労した障がい者は、令和5年度には、累計で769名となる見込みです。

さらに、生きづらさや働きづらさを感じている若者等の社会参画に向け、農業への就労体験を実施するとともに、農業就労に向けたプログラム作りや就労体験の受け入れが可能な農業者のリスト化にも取り組みました。

今後は、こうした取組の継続に加え、農福連携の認知度向上に向け、農福連携により生産された商品の利用促進を図る必要があります。

(2) 林業分野

福祉事業所による木工や苗木生産等への参入を促進するため、林業と福祉をつなぐコーディネーターを8名育成し、その活動の支援に取り組んできました。その結果、令和5年度には、林業事業体等と福祉事業所が連携し、苗畑の草抜き作業などで、林業に就労した障がい者は、累計で71名となる見込みです。

今後は、地域に根付いたマッチング活動を促進するため、コーディネーターが不在の地域を中心に、林業と福祉をつなぐコーディネーターを育成するとともに、その活動への支援を強化する必要があります。

(3) 水産分野

水産分野への障がい者の就労を促進するため、令和5年度は、令和4年度に育成した3名のコーディネーターに対して、マッチングに取り組む際に必要となる漁業現場のニーズに関する情報提供や、活動経費の支援などに取り組みました。その結果、漁業経営体からカキ養殖用ロープの釘抜き作業や真珠付きストラップの作成作業などで、水産業に就労した障がい者は、累計で438名となる見込みです。

また、漁業用資材価格高騰等の影響により漁具の修繕・再利用作業の需要が高まっており、現在作業している福祉事業所だけでは需要に対応しきれていないという課題があります。

今後は、水福連携の取組のさらなる拡大に向け、作業の受け入れが可能な福祉事業所の開拓を進める必要があります。

3 令和6年度の取組

「一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会」と連携して、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成や施設外就労をマッチングする支援体制の強化に取り組みます。

また、「農福連携全国都道府県ネットワーク」による国への提言や全国農福連携マルシェ、現地研修会を開催し、必要な施策や予算の充実、全国での取組の連携を図ります。

(1) 農業分野

- ・農福連携の一層の拡大に向け、ワンストップ窓口の設置・運営に取り組むとともに、国が認定する農福連携技術支援者の確保に必要な研修会等を開催します。また、農業参入した福祉事業所の経営発展に向け、農福連携マルシェの開催やノウフク商品の発信に取り組みます。
- ・生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象とした農業就労体験の実施や、その受け入れが可能な農業者のリスト化により、社会参画に向けた取組を推進します。
- ・農福連携に取り組む障がい者や支援者の労力負担の軽減につながるよう、スマート技術の導入による労働環境改善に向けた実証やその水平展開活動に取り組みます。
- ・SDGsの実現に向けた社会貢献活動への機運が高まりつつあることから、農福連携により生産された商品の利用促進に向け、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者と、社会貢献活動に関心の高い企業や、子ども食堂とのマッチングを支援します。

(2) 林業分野

- ・キノコ栽培、木工、苗木生産における施設外就労等の拡大に向け、生産者と福祉事業所をつなぐコーディネーターの育成と活動支援を行います。
- ・林業事業体等における障がい者の就労を促進するため、必要な施設の整備・改修を支援します。
- ・福祉事業所、林業事業体等における新たな林福連携のマッチングや既存の取組の改善を図るため、必要な資機材の貸与に取り組みます。

(3) 水産分野

- ・需要の高まっている漁具の修繕・再利用作業を他地域に拡大するため、福祉事業所への説明会の開催や作業マニュアルの作成などをコーディネーターと連携して行います。
- ・水産関係者と福祉事業所等の作業請負のマッチングに向け、コーディネーターへの活動を支援します。

4 新たな三重の農福連携等推進ビジョンの策定

県では、令和2年3月に「三重の農福連携等推進ビジョン」を策定し、官民一体で農福連携の推進に取り組んできました。

国において、令和元年6月に策定された「農福連携等推進ビジョン」の見直しが令和6年度に想定されています。このため、令和5年度末で期限を迎える県の現行ビジョンの計画期間を延長し、国のビジョンの見直しとあわせて、令和6年度末を目途に、新たな三重の農福連携等推進ビジョンの策定を進めます。

(2) 家畜伝染病に係る本県の対応状況について

1 現状

平成30年9月に国内で26年ぶりに発生した豚熱は、令和6年2月末時点で、1都19県90事例が発生し、飼養豚約36万9千頭が殺処分されました。本県においても、これまでに、いなべ市（令和元年7月）、伊賀市（令和2年12月）、津市（令和3年4月）で3事例の発生があり、飼養豚約2万2千頭が殺処分されました。

一方、高病原性鳥インフルエンザは、平成16年以降、国内で頻発しており、昨シーズン（令和4年10月から令和5年4月）は、全国で26県84事例が発生し、飼養鶏約1,771万羽が殺処分されました。

今シーズンは、令和5年11月25日に佐賀県の養鶏場で発生して以降、令和6年2月末時点で、8県9事例が発生し、約71万羽が殺処分されています。本県での発生はないものの、世界的な流行が続いており、昨年11月末には、岐阜県の野鳥で高病原性鳥インフルエンザの陽性が確認され、その後、同県内の養鶏農場での発生もあったことから、比較的発生リスクは高い状況にあります。

2 本県の対応状況

(1) 豚熱対策

本県では、令和元年10月より、飼養豚へのワクチン接種を実施していますが、ワクチン接種後も農場2カ所で豚熱の発生がありました。これらの事例では、野生いのしし由来の豚熱ウイルスが、小動物等を介して農場に侵入し、ワクチン接種前・直後の母豚からもらった免疫の獲得が十分でなかった“離乳豚”（生後30～60日齢程度）を中心に感染したことが原因と推定されました。

このため、豚熱ウイルスから「農場を守る対策」と「野生いのしし対策」の2本柱で、さまざまな取組を進めるとともに、豚熱対策に係る支援の充実・強化に向けた国への要望を実施しているところです。

①「農場を守る対策」

農場への豚熱ウイルスの侵入や飼養豚におけるウイルスのまん延防止を図るため、

- ・飼養豚へのワクチン接種
- ・農場ごとでの飼養豚への抗体検査の実施
- ・農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底に向けた指導や研修会の実施
- ・農場における侵入防止柵や防鳥ネット、消毒機器などの衛生設備等の整備支援

などに継続して取り組んでいます。

加えて、令和5年6月から、国の防疫指針改正により獣医師に限られていた飼養豚へのワクチン接種が、農場従業員（飼養衛生管理者）も実施できることとなったため、農場で適切にワクチン接種が行われるよう、家畜保健衛生所において、飼養豚へのワクチン接種を実施する農場従業員を対象に、豚熱ワクチンの接種方法、手順、接種適期などの指導に取り組んでいます。

②「野生いのしし対策」

野生いのししにおける豚熱ウイルスのまん延防止に向けて、

- ・野生いのししの豚熱の感染状況をモニタリングするための調査捕獲
- ・野生いのししに豚熱ウイルスの抗体を持たせるための経口ワクチンの散布
- ・県が主体で行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」による野生いのししの捕獲強化

などに継続して取り組んでいます。

③国への要望

豚熱対策に係る制度の見直しや充実・強化、適切な防疫対策の確立などに向けて、

- ・ワクチン接種農場における全頭殺処分のあり方の見直しなど、豚熱に係る制度の改正
- ・飼養豚の確実な免疫獲得に向けた効果的なワクチン接種方法の確立
- ・野生いのししの豚熱清浄化に係る方針とその実現に向けた工程の明確化

などについて、継続して国に対して要望しています。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策

養鶏農場での高病原性鳥インフルエンザの発生は野鳥由来のウイルスに起因するため、ウイルスの農場への侵入防止と感染拡大防止対策として、

- ・農場における鶏舎、車両等の消毒の励行、防鳥ネットの点検・改修等、飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導や研修会の開催
- ・他県発生時における、県内養鶏農場への情報提供と異常発見時の速やかな通報の徹底に取り組んでいます。

また、万が一の発生時、速やかに対応できるよう、

- ・防疫措置に関わる職員への研修会や机上訓練
- ・農林(水産)事務所を単位とした防疫訓練の実施と関係機関との連携確認

に取り組んでいます。

こうした中、昨年11月末に岐阜県で野鳥の高病原性鳥インフルエンザ陽性事例が発生し、野鳥重点監視区域内に本県の養鶏農場1戸が含まれました。

このため、県独自の措置として、令和5年12月に県内の全養鶏農場に対し、「家畜伝染病予防法」に基づく、消毒命令を発出(令和5年12月14日から令和6年5月31日)するとともに、全養鶏農場に対して、消毒資材(消石灰)の無償配付を行いました。

3 今後の対応

引き続き、豚熱および高病原性鳥インフルエンザの発生とまん延防止に向けた対策を徹底するとともに、万が一の発生に備え、農場、県、市町や関係団体と緊密に連携し、防疫訓練、防疫資材の適正備蓄に取り組み、防疫対応のブラッシュアップを図ります。

また、家畜伝染病の発生状況や国の防疫指針の改正などに対応できるよう、県の飼養衛生管理マニュアルや、防疫対策対応マニュアル等を見直しを進めてまいります。

(3) 第4期みえ生物多様性推進プラン（最終案）について

令和2年3月に策定した「第3期みえ生物多様性推進プラン」について、令和5年度末に計画期間の終了を迎えることから、見直しに向けた作業を進めてきました。

11月定例会議の本常任委員会でお示ししました「第4期みえ生物多様性推進プラン」中間案について、パブリックコメント及び「三重県自然環境保全審議会」（以下「審議会」という。）でいただいたご意見等をふまえ、最終案をとりまとめました。

（別添1）（別冊1）

1 中間案に対する意見及び最終案における変更点

(1) パブリックコメントにおける意見への対応について

中間案について、令和5年12月25日から令和6年1月24日までパブリックコメントを実施し、17件の意見をいただきました。

<寄せられたご意見に対する対応状況>

- ① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの（3件）
- ② 反映済：意見や提案内容がすでに反映されているもの（8件）
- ③ 参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの（5件）
- ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい：県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの（1件）
- ⑤ その他（①～④に該当しないもの）（0件）

主な意見及び最終案における変更点は、次のとおりです。

- ① 獣害による植生の変化・衰退が生物多様性に深刻な影響を及ぼしていることについて記載が必要
⇒ ニホンジカの過度の採食により、自然植生の変化等の影響が依然として深刻な状況となっていることを追記【P12】
⇒ 特定の鳥獣の生息域の拡大などにより、農林業への被害や生物多様性の損失が深刻になっていることを追記【P52】

② 獣害による影響（被害件数、被害額等）の実態を整理し、推移を示してはいかがか。
⇒ 獣害の被害状況の推移について追記【P12】

③ 希少種の生息・生育の可能性が高い地域で公共事業を実施する場合には、現地調査の事前実施と適切な配慮に努めるとともに、事業実施後のモニタリングが必要
⇒ 公共工事の実施にあたっては、生物多様性の保全対策等にかかる検証を進めることを追記【P32】

(2) 審議会における意見への対応について

令和6年2月20日に審議会の自然環境部会を開催しました。中間案に対する意見及び最終案における変更点は、次のとおりです。

①ニホンジカ等は県境に関係なく移動することから、その被害対策と生息数管理を進めるにあたり、近隣府県と調整するなど広域的な取組についても記載が必要

⇒ ニホンジカ等の計画的な捕獲を進めるための第二種特定鳥獣管理計画について、近隣府県と調整していくことについて追記【P31】

②行政以外の各主体の役割が重要であることについて、分かりやすく表現することが必要

⇒ 生物多様性の保全と持続的な利用に向けては、行政による取組だけでなく、行政以外の各主体による取組が重要であることについて追記【P45】

2 今後の対応

本常任委員会でのご意見をふまえ、本年3月末を目途に「第4期みえ生物多様性推進プラン」を策定・公表します。

令和6年度からは本プランに基づき、県民や市町、NPO等民間活動団体、事業者等と連携しながら、みんなが自然資本を守り、持続可能に活用する地域社会の実現に向け、取組を進めてまいります。

(4) 第44回全国豊かな海づくり大会の開催に向けた取組状況について

令和7年に本県で開催予定の第44回全国豊かな海づくり大会（以下「海づくり大会」という。）について、関係市町、関係団体等と連携しながら、開催に向けた準備を進めています。

1 令和5年度 of 取組について

令和5年10月に開催された「第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会（委員長：知事）」（以下「実行委員会」という。）の第1回総会において、「大会基本構想」が策定されるとともに、大会開催地が決定されました。

本年2月には、実行委員会の下部組織である「幹事会（幹事長：農林水産部長）」（以下「幹事会」という。）において、「大会基本構想」に基づく「基本計画骨子(暫定版)」の検討が進められました。

また、関係市町、関係団体等と連携した大会PRなどを通じて、大会開催に向けた気運醸成に取り組みました。

(1) 実行委員会の開催

日時：令和5年10月12日

内容：① 大会の基本理念などを定めた「大会基本構想」（別冊2）の策定
② 大会開催地の決定

開催行事	海上歓迎・放流行事	式典行事
開催地	宿田曾漁港（南伊勢町）	志摩市阿児アリーナ（志摩市）

(2) 幹事会の開催

日時：令和6年2月1日

内容：「基本計画骨子(暫定版）」（別冊3）の検討

<基本計画骨子(暫定版)について>

「基本計画」は、「全体概要」のほか、次に示す「大会計画」、「気運醸成・情報発信計画」および「実施スケジュール」で構成されています。

【大会計画】

大会全体の行事構成、式典行事や海上歓迎・放流行事、絵画・習字優秀作品御覧や歓迎レセプションなど関連行事の基本的な考え方や会場配置、演出計画 など

【気運醸成・情報発信計画】

1年前プレイベントや大会記念リレー放流、大会PRなど気運醸成に向けた取組、ホームページなど情報発信の取組の基本的な考え方や活動計画 など

【実施スケジュール】

大会計画、気運醸成・情報発信計画等に基づいた全体スケジュール

(3) 気運醸成の取組

海づくり大会の本県開催を広く周知するため、関係市町、関係団体等と連携して「みなみいせまつり」や「三重テラスin大阪」、県内商業施設などでの大会PRに取り組みました。また、水産資源の保護や水域環境の保全など、大会の基本理念を簡潔に表現したスローガンとなる「大会テーマ」と、大会応援マスコット「とこまる」が着用する「大会コスチュームデザイン」の募集（令和6年7月決定予定）を行いました。

2 今後の予定

令和6年度には、新たに「全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム」を設置し、大会開催に向けた準備体制の強化を図ります。

海づくり大会の開催に向けては、引き続き、幹事会での検討を進めながら、本年7月に開催予定の第2回実行委員会において、「基本計画」の策定や開催日時を決定します。

令和7年3月に開催予定の第3回実行委員会においては、大会行事の進行などの詳細な内容を盛り込んだ「大会実施計画」の策定に取り組みます。

また、関係市町、関係団体等と連携し、県や市町のイベントでの大会PRや、児童等を対象とした県内リレー放流などに取り組むとともに、本年11月には、1年前プレイベントを開催し、大会開催に向けた気運醸成に努めてまいります。

<今後のスケジュール（案）>

- | | |
|------------|---|
| 令和6年3月 | 実行委員会臨時総会（書面）
・令和6年度事業計画及び収支予算（案）の承認 |
| 令和6年7月 | 第2回実行委員会
・「基本計画」の策定、開催日時の決定 など |
| 令和6年11月4日 | 第44回全国豊かな海づくり大会 1年前プレイベント開催 |
| 令和6年11月10日 | 第43回全国豊かな海づくり大会（大分県）
・知事による大会旗引継ぎ |
| 令和7年3月 | 第3回実行委員会
・「大会実施計画」の策定 |

(5) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和5年11月22日～令和6年2月18日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	令和5年12月1日(金)
3 委員	【委員長】名古屋学院大学 教授 杉浦 礼子 ほか3名
4 諮問事項	日本型直接支払交付金(多面的機能支払事業)について
5 調査審議結果	多面的機能支払事業の施策評価について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	令和5年12月18日(月)
3 委員	【会長】三重大学 教授 中井 毅尚 ほか8名
4 諮問事項	地域森林計画の樹立・変更について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none">・南伊勢地域森林計画書(案)について審議していただき、適当と認められました。・北伊勢、伊賀、尾鷲熊野の各地域森林計画の変更計画書(案)について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	第4回みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和6年2月13日（火）
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川 知明 ほか8名
4 諮問事項	令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の実施後の評価及び提言について
5 調査審議結果	令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の進捗報告を行いました。
6 備考	